

公益財団法人北海道市町村振興協会評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

平成24年4月27日 規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の額及びその支給基準並びに職務の遂行に伴う費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、この法人の定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、当該評議員会で選任された理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給及び額の決定)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務の対価として報酬を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、その額は、別表第1の「常勤役員の報酬」とおりとする。
- 3 評議員及び非常勤役員が、評議員会及び理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したときは、別表第2の「評議員及び非常勤役員の報酬」に定める額を支給する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する地方公務員の身分を有する評議員及び役員には支給しない。

(新たに常勤役員になった者等の報酬)

第4条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が、辞任、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その月までの報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、日割によって計算する。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

- 2 評議員及び非常勤役員にあっては、評議員会又は理事会に出席の都度及び監事が監事の職務に従事した都度、その日の属する月の末日までに支払うものとする。

(費用)

第6条 この法人は、評議員及び役員がその職務の遂行のために要する費用又は要した費用に

については、実費をもって、これを確認した日から遅滞なく支払うものとする。ただし、旅費については、この法人の旅費規程に基づくものとする。

2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、この法人の職員給与規程第12条に準じて通勤費を支給する。

(報酬及び費用の支払方法)

第7条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 前項の支払で、法令又は別に定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その金額を控除したものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

常勤役員の報酬

役職名	報酬（月額）	報酬の総額（年額）
常務理事	480,000円	5,760,000円

別表第2（第3条第3項関係）

評議員及び非常勤役員の報酬

役職名	勤務形態	報酬（日額）	報酬の総額（年額）
評議員	非常勤	12,000円	60,000円
理事長	非常勤	12,000円	120,000円
その他理事	非常勤	12,000円	60,000円
監事	非常勤	12,000円	144,000円